

明石市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、明石市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(平成29年条例第60号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

第2条 条例第3条第1項(条例第6条において準用する場合を含む。)の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者及び役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。))の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 営業所の名称及び所在地
- (3) 営業所に置かれる浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状(浄化槽法(昭和58年法律第43号)第45条第1項に規定する浄化槽管理士免状をいう。以下同じ。)の交付番号

2 条例第3条第2項(条例第6条において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請者が条例第5条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- (2) 第8条各号に規定する器具の明細を記載した書面
- (3) 申請者(申請者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあっては、その法定代理人を含む。)の住民票の写し(法人にあっては、登記事項証明書)
- (4) 法人にあっては、定款又は寄附行為
- (5) 申請者(法人にあってはその代表者及び役員、営業に関し成年者と同等の能力を有しない未成年者にあってはその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、その代表者及び役員)を含む。)の略歴を記載した書面
- (6) 営業所の付近見取図
- (7) 営業所に置かれる浄化槽管理士の住民票の写し、略歴を記載した書面及び浄化槽管理士免状の写し
- (8) 事業計画書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(登録簿の謄本の交付又は閲覧)

第3条 条例第4条第3項(条例第6条において準用する場合を含む。)の規定による浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付又は閲覧の請求は、市長が別に定める浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付・閲覧請求書を提出して行うものとする。

(登録の拒否)

第4条 条例第5条第1項第6号(条例第6条において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める者は、暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第7条に規定する公安委員会規則で定める暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者とする。

(変更の届出)

第5条 条例第7条第1項の規定による変更の届出は、市長が別に定める浄化槽保守点検業登録申請事項変更届出書を提出して行うものとする。

2 浄化槽保守点検業登録申請事項変更届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 氏名又は住所(法人にあっては、名称又は主たる事務所の所在地)を変更した場合 住民票の写し(法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書)
- (2) 法人の役員を変更した場合 登記事項証明書並びに新たに役員となった者がいるときは、当該役員に係る条例第5条第1項第1号から第6号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面及び略歴を記載した書面
- (3) 営業に関し成年者と同等の能力を有しない未成年者の法定代理人を変更した場合 新たな法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、その代表者及び役員)に係る条例第5条第1項第1号から第6号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面及び略歴を記載

した書面

- (4) 営業所の名称又は所在地を変更した場合 商業登記の変更を必要としたときは登記事項証明書及び営業所の所在地を変更したときは営業所の付近見取図
- (5) 浄化槽管理士を変更した場合 新たに浄化槽管理士となった者があるときは、当該浄化槽管理士の住民票の写し、略歴を記載した書面及び浄化槽管理士免状の写し
- (6) 第8条各号に規定する器具の明細を変更した場合 変更後の第8条各号に規定する器具の明細を記載した書面
- (7) 前各号に掲げる場合以外の場合 市長が必要と認める書類

(廃業等の届出)

第6条 条例第8条第1項の規定による届出は、市長が別に定める浄化槽保守点検業廃業等届出書を提出して行うものとする。

(営業所の位置)

第7条 条例第10条第1項に規定する営業所は、兵庫県内に、かつ、市内の浄化槽の保守点検を速やかに行うことができる位置に設置しなければならない。

(保守点検用の器具)

第8条 条例第10条第3項に規定する規則で定める器具は、次のとおりとする。

- (1) 温度計
- (2) 透視度計
- (3) 水素イオン濃度指数測定器具
- (4) 溶存酸素濃度測定器具
- (5) 汚泥沈殿試験器具
- (6) 残留塩素測定器具
- (7) 亜硝酸性窒素測定器具
- (8) スカム及び汚泥厚測定器具
- (9) 汚泥採取用器具
- (10) 携帯用顕微鏡
- (11) 自吸式ポンプ
- (12) 携帯用換気ファン
- (13) 携帯用照明器具
- (14) 水準器

(浄化槽管理士証)

第9条 条例第12条第1項に規定する規則で定める浄化槽管理士証は、公益財団法人日本環境整備教育センターが発行する浄化槽管理士であることを証する書面とする。

(講習会の受講)

第10条 浄化槽保守点検業者は、次に掲げる事項について一般社団法人兵庫県水質保全センターが実施する講習会を、条例第2条第2項に規定する登録の有効期間ごとに1回以上浄化槽管理士に受けさせなければならない。

- (1) 汚水処理の技術に関する事項
- (2) 安全衛生に関する事項
- (3) 前2号に定めるもののほか、浄化槽の保守点検に必要な事項

(標識)

第11条 条例第13条に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 登録番号
- (3) 条例第2条第2項に規定する登録の有効期間
- (4) 営業所において専任の浄化槽管理士の氏名

2 前項の標識は、営業所の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第12条 条例第14条に規定する帳簿は、1年ごとに閉鎖するものとし、閉鎖後3年間営業所ごとに保存しなければならない。

2 条例第14条に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 浄化槽管理者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに所在地）
- (2) 浄化槽の設置場所並びに処理方式、処理対象人員及び処理能力
- (3) 保守点検実施年月日
- (4) 保守点検の結果及び当該結果に基づいて講じた措置の内容
- (5) 保守点検を行った浄化槽管理士の氏名

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。